

ハローワーク白河

令和8年4月号



福島労働職業安定所
定部・ハローワーク
公式マスコットキャラ
クター「ほまる」

管内人口(令和8年2月1日現在)

県南総数	130,657人
白河市	55,532人
西白河郡	48,376人
東白川郡	26,749人

白河公共職業安定所

〒961-0074 白河市郭内1-136

白河小峰城合同庁舎1階

TEL 0248-24-1256



ホームページ



LINE

雇用の動き (令和8年2月内容)

【県内概況】

○令和8年2月の有効求人倍率は1.21倍(季節調整値)で、前月を0.01ポイント上回った。

○県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きに足踏みがみられる。

【管内の雇用失業情勢】

○2月の県南地域の有効求人倍率は1.28倍(原数値)で、前月を0.03ポイント上回った。

○新規求人の動向は、前年同月に比べ4.5%増加した。主な産業で増加したのは、宿泊・飲食サービス業(120.0%)、運輸業・郵便業(42.9%)で増加した。一方減少したのは、卸売・小売業(▲27.9%)、建設業(▲18.8%)、サービス業(▲18.4%)、医療・福祉(▲13.7%)、製造業(▲1.7%)で減少した。

○新規求職者(常用)の動向は、前年同月に比べ25.6%増加した。年齢別では、29歳以下(5.8%)、40歳～49歳(23.4%)、50歳～59歳(37.3%)、60歳以上(49.6%)で増加し、30歳～39歳(▲8.3%)で減少した。

離職理由別では、在職者(32.1%)、事業主都合(68.4%)、無業者(72.4%)、自営・その他(100.0%)で増加し、自己都合(▲5.3%)で減少した。

★全国完全失業率

2.6%(前月比 -0.1ポイント)

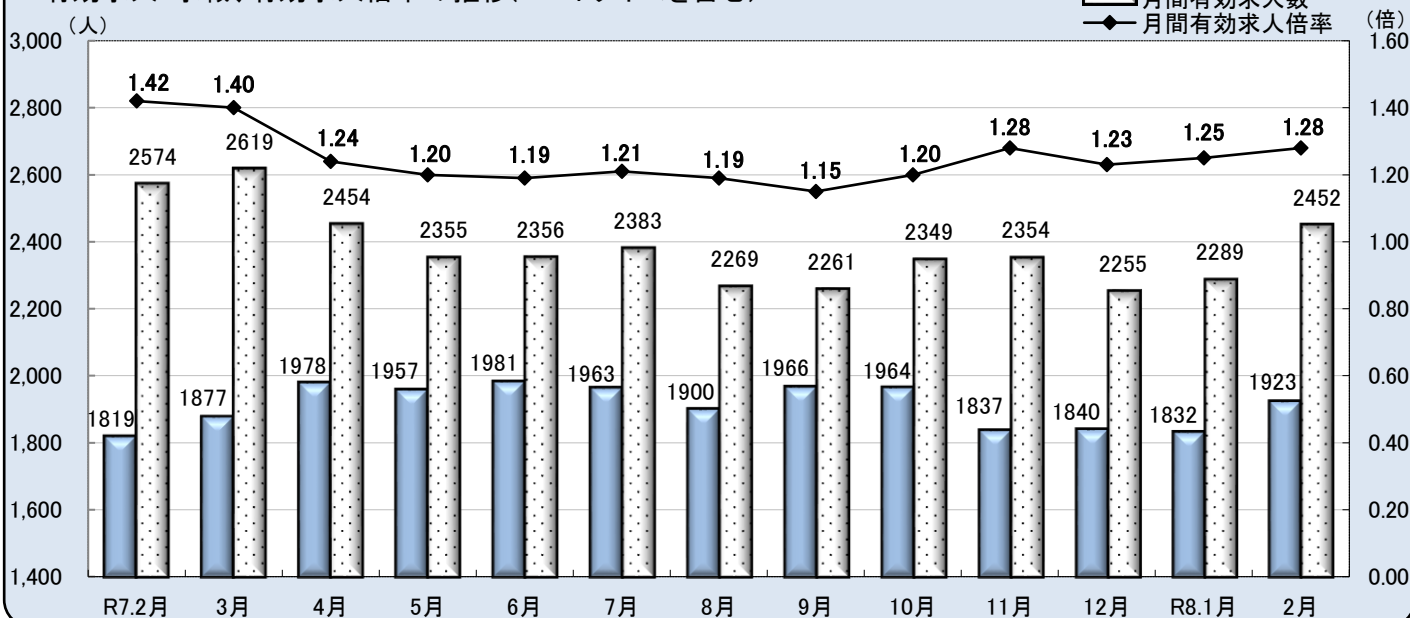
★有効求人倍率 【全 国】
【福島県】
【管 内】

1.19倍(前月比 0.01ポイント)
1.21倍(前月比 0.01ポイント)
1.28倍(前月比 0.03ポイント)

※福島県、全国の有効求人倍率は季節調整値です。



有効求人・求職、有効求人倍率の推移(パートタイムを含む)

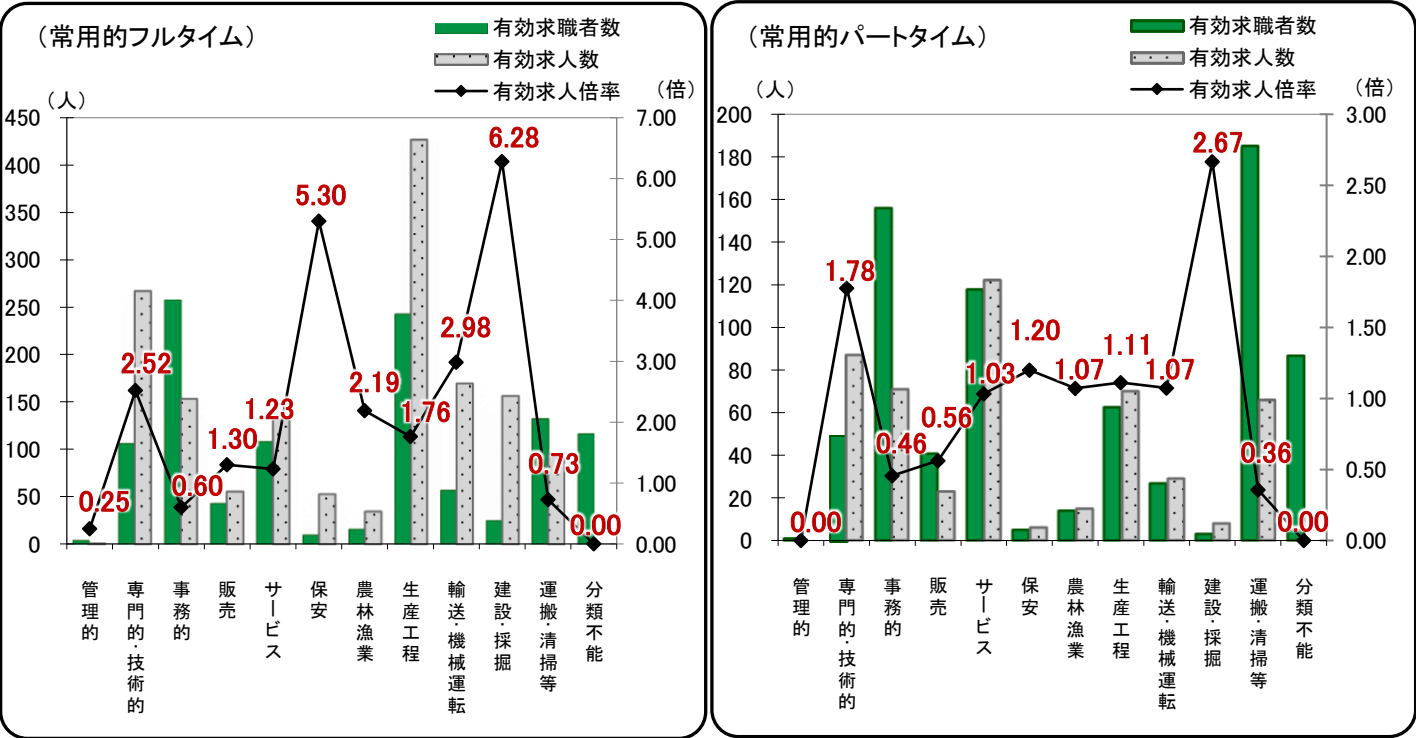


○一般職業紹介状況

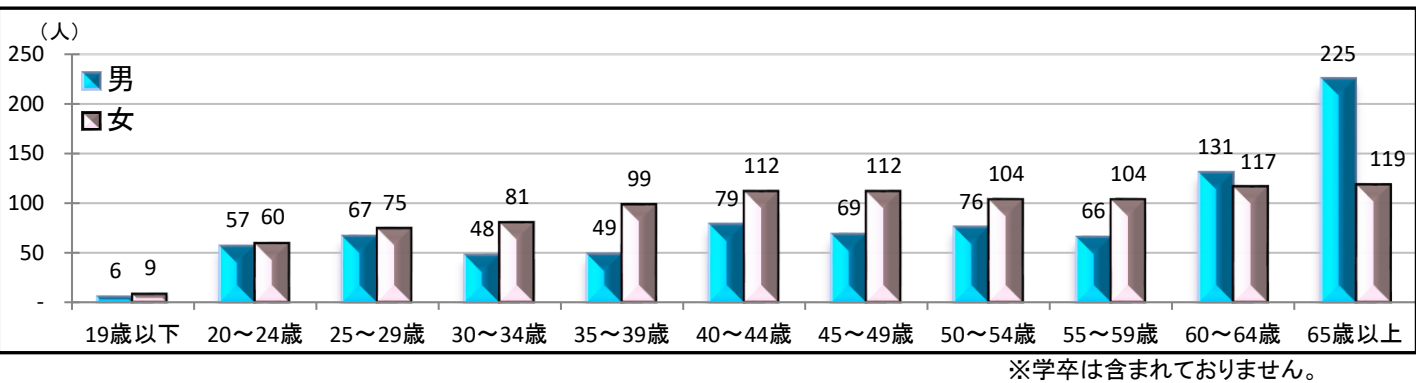
区分	項目	令和8年2月				前 月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	1,059	—	—	904	874	699	1,013	800
2	月間有効求人数	2,452	—	—	2,045	2,289	1,823	2,574	2,099
3	新規求職申込件数	526	235	291	525	528	494	418	418
	うち45歳以上	340	166	174	339	332	307	238	238
4	月間有効求職者数	1,923	900	1,023	1,865	1,832	1,791	1,819	1,769
	うち45歳以上	1,175	588	587	1,123	1,052	1,025	1,057	1,011
5	紹介件数	558	246	312	514	360	318	482	444
	うち45歳以上	382	184	198	346	220	189	285	259
6	就職件数	166	73	93	147	109	88	130	115
7	充足数	154	—	—	139	91	72	104	92
8	新規求人倍率	2.01	—	—	1.72	1.66	1.41	2.42	1.91
9	有効求人倍率	1.28	—	—	1.10	1.25	1.02	1.42	1.19

※学卒を除きパートを含みます。
注) 男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

○職業別バランスシート(常用)



○求職者数情報(常用・月間有効求職者数)



○職業別賃金情報(常用)

(単位:円 月額)

(単位:円 時給)

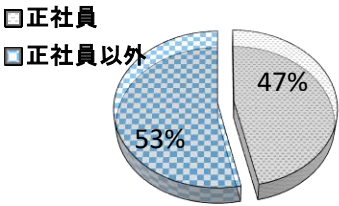
項 目		フルタイム				パートタイム			
		求人賃金		求職希望賃金		求人賃金		求職希望賃金	
		下限賃金	上限賃金	男	女	下限賃金	上限賃金	男	女
職業別	管理的職業			300,000				1,586	
	専門的・技術的職業	215,850	289,334	235,000	201,765	1,319	1,479	1,289	1,219
	事務的職業	191,364	237,007	198,571	183,273	1,318	1,373	1,033	1,064
	販売の職業	206,283	277,348	192,500	192,500	1,053	1,078	1,166	1,049
	サービスの職業	193,547	243,543	205,833	182,941	1,121	1,203	1,044	1,078
	保安の職業	189,380	203,736	300,000		1,261	1,298	1,033	
	農林漁業の職業	211,917	264,625	230,000		1,333	1,333	1,033	1,033
	生産工程の職業	192,412	251,069	228,000	187,500	1,062	1,120	1,083	1,053
	輸送・機械運転の職業	218,053	283,256	216,667		1,174	1,178	1,141	
	建設・採掘の職業	227,062	340,481	261,429		1,051	1,184		
	運搬・清掃等の職業	201,785	233,532	217,143	184,375	1,093	1,126	1,072	1,041
	分類不能の職業			208,824	178,000			1,123	1,092

(2)正社員求人・求職動向

○正社員求人の動向(常用)

	2月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員新規求人数	494	472	536	4.7	▲ 7.8
正社員有効求人数	1,300	1,262	1,372	3.0	▲ 5.2

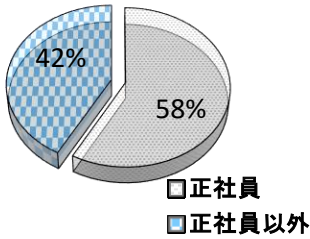
正社員求人割合(新規求人)



○正社員希望者の動向

	2月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員希望求職者数(常用)	1,116	1,076	1,113	3.7	0.3
月間有効求職者数(全数)	1,923	1,832	1,819	5.0	5.7

正社員希望割合



(3)雇用保険業務取扱状況

項 目		区 分	2 月			前 月		前 年 同 月	
			計	男	女	計	増 減	計	増 減
適 用		月末適用事業所数	2,407	*	*	2,405	2	2,412	▲ 5
		月 末 被 保 険 者 数	39,601	23,716	15,885	39,640	▲ 39	39,829	▲ 228
		資 格 取 得 数	365	204	161	336	29	393	▲ 28
		資 格 喪 失 数	404	231	173	423	▲ 19	327	77
給 付	基本手当	受給資格決定件数	104	57	47	107	▲ 3	112	▲ 8
		受 給 者 実 人 員	411	189	222	459	▲ 48	430	▲ 19
		支 給 金 額（千 円）	51,870	26,348	25,521	66,858	▲ 14,988	52,029	▲ 159
	高年齢	受給資格決定件数	44	27	17	55	▲ 11	41	3
		受 給 者 数	48	31	17	46	2	38	10
		支 給 金 額（千 円）	12,257	8,612	3,644	10,612	1,645	9,260	2,997

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しない場合があります。

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		雇用保険二事業 の保険料率	① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。